

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

広島県府中市元町二〇五番地の二

有限会社ヤマモト

清算人 山本 節子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

山口県周南市都町二丁目五二番地の二

株式会社新和ハウジング

代表清算人 松岡 誠

解散公告

当社は、令和八年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

山口県山口市中央四丁目三番四号

有限会社鳳友

清算人 徳田 功

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

徳島市住吉一丁目一番二二号

株式会社近藤泰商店

代表清算人 近藤 泰三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

香川県さぬき市大川町富田中一四三〇―一

鼎豊国際株式会社

代表清算人 ワン フォン

解散公告

当法人は、令和八年三月十九日開催の評議員会の決議並びに佐世保市長の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

長崎県佐世保市世知原町栗迎八九番地九

社会福祉法人国見福祉会

清算人 谷口 廣行

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

長崎県大村市協和町八〇三番地

有限会社ダイツ

清算人 荒木 祐子

解散公告

当社は、令和八年三月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

宮崎県宮崎市佐土原町松小路七番地四

有限会社佐土原みやこタクシー

清算人 吉野 剛

解散公告

当社は、令和八年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

沖縄県国頭郡本部町字大嘉陽四七二番地

農業生産法人有限会社アントンファーム

清算人 坂口 泰司

解散公告(第一回)

当法人は、目的たる業務の成功の不能により令和八年三月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

北海道網走市南二条西一丁目七番地二

医療法人社団中山医院

清算人 中山 さやか

解散公告(第一回)

当企業年金基金は、令和八年四月九日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪府大阪市中央区南船場二丁目二番八号

エア・ウォーター企業年金基金

清算人 堤 宏記

解散公告(第一回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

岡山県山南区福富西二丁目五番四〇号

医療法人社団緑竹会

清算人 竹原 謙三

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年八月一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都中央区銀座八丁目二番五号峯田ビル三階

医療法人社団正和会

清算人 栗原 大典

解散公告(第二回)

当組合は、港区長の認可により令和八年四月二十二日解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

飯倉三生マンション建替組合

代表清算人 坂本 修

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

神奈川県厚木市田村町六番三九号

医療法人社団伸和会

清算人 星 伸和

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月二十二日集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

三重県津市小舟一〇八一番地八三

殿舟団地共用施設団地管理組合法人

清算人 野口 正樹

解散公告(第二回)

当土地改良区は、令和八年三月二日京都府知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

京都府舞鶴市千歳八九六一番地

清算法人舞鶴市西大浦土地改良区

代表清算人 南 忠嗣